設　計	検　算	係　長	課長補佐	課　長	副部長	部　長

令和　8　年度　　第　　号

旭街５号線道路改良測量設計委託業務　（見積参考資料）

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、業務委託契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市 蓮台		道　路　維　持　課
業務日数　150　日	着手　令和　年　月　日 完了　令和　年　月　日		

設計金額　円	業務委託理由 本業務は、狭隘道路の拡幅を行い、待避所機能を充実させ、車両の安全で円滑な通行を図ることを目的とした道路改良の測量・設計を行うものである。
内訳 業務価格　円 消費税及び地方消費税相当額　円	業務の大要 測量業務 ４級基準点測量　N=　2　点 現地測量(縮尺=1/500)　A=0.001km2 路線測量　L=　0.02 km 設計業務 道路詳細設計(１区間)　L=　0.02 km 設計協議(中間打合せ：１回)　１業務
業務請負対象金額　円 消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額　円	
摘　要	

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
測量業務					
路線測量					
路線測量	式	1			明細表　第1号
電子成果品作成費	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分	式	1			
諸経費	式	1			
測量業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表　第2号
道路設計					
道路詳細設計	式	1			明細表　第3号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
路線測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
作業計画	業務	1			単価表　第 1 号
現地踏査 耕地 ,平地 ,0～1,000台未満/12時間	km	0.02			単価表　第 2 号
4級基準点測量(木杭) 耕地 ,平地 ,伐採なし	点	2			単価表　第 3 号
現地測量 耕地 ,平地 ,縮尺=1/500 ,A=0.0010 km2	業務	1			単価表　第 4 号
中心線測量 耕地 ,平地 ,測点間隔10m ,0～1,000台未満/12時間 ,換算曲線数2	km	0.02			単価表　第 5 号
仮BM設置測量 耕地 ,平地 ,0～1,000台未満/12時間	km	0.02			単価表　第 6 号
縦断測量 耕地 ,平地 ,0～1,000台未満/12時間	km	0.02			単価表　第 7 号
横断測量 耕地 ,平地 ,測点間隔10m ,幅45m未満 ,0～1,000台未満/12時間 ,換算曲線数2	km	0.02			単価表　第 8 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
設計協議

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			単価表　第 9 号
1　式　　当り					

明細表　第　3号
道路詳細設計

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
道路詳細設計(B)単独区間1km未満 平地 ,1～2車線 ,取付道路･付替水路等の設計:無 ,L=0.020 km	区間	1			単価表　第 10 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　作業計画

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量主任技師	人	0.6			人件費
測量技師	人	0.9			人件費
測量技師補	人	0.6			人件費
	（	1	業務　当り		）

単価表　第　2号　　現地踏査

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,0～1,000台未満/12時間

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量技師	人	1.6			[1] 人件費 1.6×(1+変化率)
測量技師補	人	1.4			[1] 人件費 1.4×(1+変化率)
機械経費 1.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 6.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***

地域による分類　：耕地
地形による分類　：平地

交通量の現地条件　：0～1,000台未満/12時間
作業地域の重複　：作業地域が1つ

単価表　第　3号　　4級基準点測量(木杭)

単価表

(　　35　　)

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,伐採なし

1　点　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師	人	1			[1][2] 人件費 1.0×(1+変化率)
測量技師	人	8			[1][2] 人件費 8.0×(1+変化率)
測量技師補	人	8			[1][2] 人件費 8.0×(1+変化率)
測量助手	人	8			[1][2] 人件費 8.0×(1+変化率)
機械経費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 9 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	35	点　当り		)
	(	1	点　当り		)

単価表　第　3号　　4級基準点測量(木杭)

単価表

(　　35　　)

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,伐採なし

1　点　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
*** 施工条件 *** 地域による分類　：耕地 地形による分類　：平地					
伐採の有無　：伐採なし 作業地域の重複　：作業地域が1つ					

単価表　第　4号　　現地測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,縮尺=1/500 ,A=0.0010 km2

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師	人	0.087			[1][2] 人件費 0.3×補正係数×(1+変化率)
測量技師	人	2.668			[1][2] 人件費 9.2×補正係数×(1+変化率)
測量技師補	人	5.046			[1][2] 人件費 17.4×補正係数×(1+変化率)
測量助手	人	2.378			[1][2] 人件費 8.2×補正係数×(1+変化率)
機械経費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 5 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	業務　当り		）

*** 施工条件 ***
地域による分類　：耕地
地形による分類　：平地

単価表　第　4号　　現地測量

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,縮尺=1/500 ,A=0.0010 km2

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
縮尺による分類　：縮尺=1/500 作業量　：A=0.0010 km2 作業地域の重複　：作業地域が1つ					

単価表　第　5号　　中心線測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,測点間隔10m ,0～1,000台未満/12時間 ,換算曲線数2

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	5.59			[1][2] 人件費 4.3×(1+変化率)
測量技師補	人	5.98			[1][2] 人件費 4.6×(1+変化率)
測量助手	人	2.86			[1][2] 人件費 2.2×(1+変化率)
機械経費 4 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 5.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***

地域による分類	：耕地
地形による分類	：平地
測点間隔	：測点間隔10m
交通量の現地条件	：0～1,000台未満/12時間
単曲線換算曲線数	：換算曲線数2
作業地域の重複	：作業地域が1つ

単価表　第　6号　　仮BM設置測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,0～1,000台未満/12時間

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量技師	人	1.4			[1][2] 人件費 1.4×(1+変化率)
測量技師補	人	2.3			[1][2] 人件費 2.3×(1+変化率)
測量助手	人	1.2			[1][2] 人件費 1.2×(1+変化率)
機械経費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***
地域による分類　：耕地
地形による分類　：平地

交通量の現地条件　：0～1,000台未満/12時間
作業地域の重複　：作業地域が1つ

単価表　第　7号　　縦断測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,0～1,000台未満/12時間

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量技師	人	2.9			[1][2] 人件費 2.9×(1+変化率)
測量技師補	人	2.9			[1][2] 人件費 2.9×(1+変化率)
測量助手	人	1.9			[1][2] 人件費 1.9×(1+変化率)
機械経費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***
地域による分類　：耕地
地形による分類　：平地

交通量の現地条件　：0～1,000台未満/12時間
作業地域の重複　：作業地域が1つ

単価表　第　8号　　横断測量

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：耕地 ,平地 ,測点間隔10m ,幅45m未満 ,0～1,000台未満/12時間 ,換算曲線数2　　1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	16.48			[1][2] 人件費 10.3×(1+変化率)
測量技師補	人	16.96			[1][2] 人件費 10.6×(1+変化率)
測量助手	人	10.88			[1][2] 人件費 6.8×(1+変化率)
機械経費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***

地域による分類	：耕地
地形による分類	：平地
測点間隔	：測点間隔10m
測量幅	：幅45m未満
交通量の現地条件	：0～1,000台未満/12時間
単曲線換算曲線数	：換算曲線数2
作業地域の重複	：作業地域が1つ

単価表　第　9号　　打合せ

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：中間打合せ:1 回

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
	（	1	業務　当り		）
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数　　：中間打合せ:1 回					

単価表　第　10号　　道路詳細設計(B)単独区間1km未満

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：平地 ,1～2車線 ,取付道路･付替水路等の設計:無 ,L=0.020 km

1　区間　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
理事･技師長	人	0.2			[1] 人件費
主任技師	人	0.5			[1] 人件費
技師(A)	人	1.3			[1] 人件費
技師(B)	人	2			[1] 人件費
技師(C)	人	2.2			[1] 人件費
技術員	人	1.7			[1] 人件費
電子計算機使用料 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	1	区間　当り		）

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 8年 6月15日
単価適用地区	高知土木事務所　１地区(南部地区)
■測量業務	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	測量業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■設計業務	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
設計書の種類	概略、予備、詳細設計

諸　経　費　計　算　情　報

旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	設計業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」及び「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第２条　業務の目的

本業務は、狭隘道路の拡幅を行い、待避所機能を充実させ、車両の安全で円滑な通行を図ることを目的とした道路改良の測量・設計を行うものである。

第３条　業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

１　測量業務

設計を実施するために必要な測量を行うものである。

２　設計業務

２．１道路詳細設計（L=0.020km、N=１箇所）

現地状況（地形・地質・地物・植生・土地利用状況等）をふまえた上で、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成するものである。

また、道路計画に際しては、車両同士の安全なすれ違いを考慮して、待避所の計画を合わせて実施するとともに縦断勾配も出来る限り緩勾配となるように計画をおこなうものとする。

２．２設計協議

（１）第１回打合せ

（２）中間打合せ（１回）

（３）成果品納入時打合せ

第４条　管理技術者・照査技術者

土木関係建設コンサルタント業務（５００万円以上）

管理技術者

１　本業務の技術上の管理を行うに必要な能力及び経験を有したものであり、次のいずれかに該当する者とする。

（１）技術士法（昭和５８年法律第２５号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア　建設部門で選択科目を「道路」とする。

イ　総合技術監理部門で選択科目を「建設で道路」とする。

（２）社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格試験に合格し、同協会に備える「ＲＣＣＭ登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「道路」とする。

（３）建設コンサルタント登録規程第３条第１号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「道路」とする。

２　管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

照査技術者及び照査の実施

１　照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

２　本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。又、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第１１０７条第５項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

３　詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４　照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

第５条　測量調査設計業務実績情報システムへの登録

１　受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が１００万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、

（１）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、

（２）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き

特　記　仕　様　書

１０日以内に、
（３）完了時は完了後１０日以内に、
（４）訂正時は適宜、
登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、提出の期限は以下のとおりとする。
（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日以内とする。
（２）完了時登録データの提出期限は、業務完了後１０日以内とする。
（３）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に変更データを提出しなければならない。

第６条　成果品

１　成果品の提出は、以下のとおりとする。
（１）　紙成果品　２部(A4ファイル綴じ。設計図面はA3サイズ)
（２）　電子成果品　２部（CD-R)

第７条　その他

１　業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行うものとする。
２　業務完了又は引き渡し後であっても、現地施工時等に成果品の不備が発見された場合は、訂正及び補足その他の処置を速やかに行うものとする。
３　上記事項以外については、担当職員の指示によるものとする。
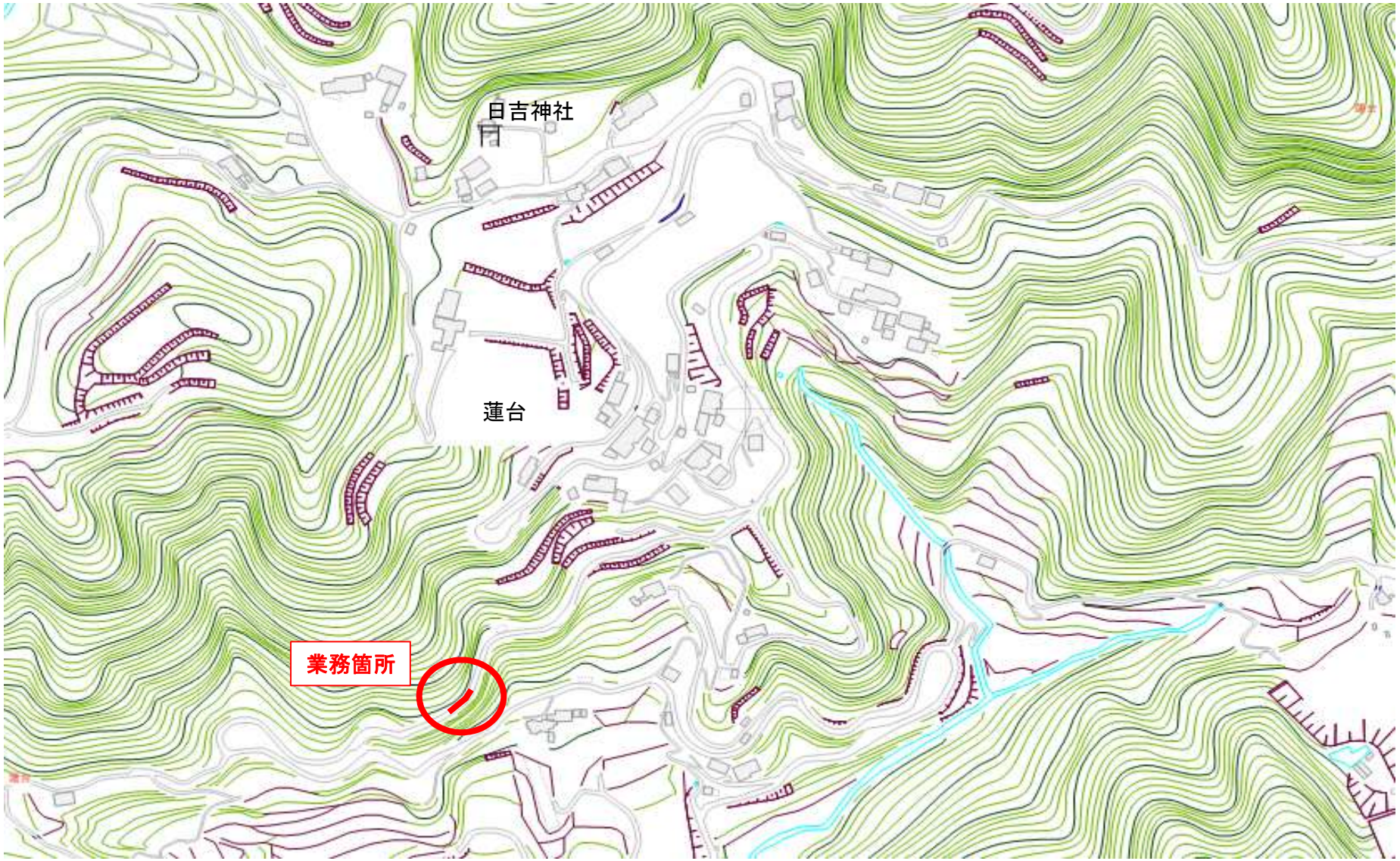
位 置 図